

広島県宿泊税システム整備支援事業について

1 要旨・目的

宿泊税導入に伴う宿泊事業者等の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、広島県宿泊税システム整備費補助金の公募を令和7年6月19日（木）から開始する。

2 事業概要

(1) 事業内容

補助対象者	宿泊事業者（ホテル、旅館、簡易宿所、民泊）等 ※事前に「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」の提出が必要
補助対象経費	宿泊税の導入に伴い発生する、次の経費 ア 既存のレジシステムの改修 イ 新たなレジシステムの構築 ウ システム改修等に伴うハード及びソフトウェアの購入 等
補助率 (補助限度額)	【補助率】 10分の10（千円未満切り捨て） 【補助限度額】 1施設当たり200万円 ※ただし、外部専門家の意見を踏まえて、特別な事情があると認められる場合は、必要な額を支援する。
交付申請期間	令和7年6月19日（木）～令和7年11月28日（金）（予定） ※申請受付後、随時審査を行い、交付決定を行う。
補助対象期間	交付決定日から令和8年2月27日（金）（予定）まで

(2) 予算額

400,950千円

(3) 周知方法

県HPやメルマガ発信のほか、令和7年6月19日から実施予定の「宿泊税制度の開始に向けた宿泊事業者への説明会の開催について」（資料番号12）において、補助制度の周知を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年 6月19日（木） 公募開始（随時、交付決定）
- 令和7年 6月19日（木） 宿泊事業者への説明会における制度周知
～7月11日（金）
- 令和7年11月28日（金） 公募締切
- 令和8年 2月27日（金） 補助対象期間終了